

大田市告示第75号

わくわく大田生活実現支援補助金交付要綱（令和元年大田市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大田市長 楫野弘和

第3条の表補助金の対象者及び交付要件の項（2）イを次のように改める。

イ 就業先が、移住支援金の対象として、くらしまねっと又は地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業型））を活用して、都道府県（島根県を除く。）が整備・運用するマッチングサイト（以下「マッチングサイト等」という。）に掲載している求人であること。移住元に関する要件

第3条の表補助金の対象者及び交付要件の項（3）ウを次のように改める。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。